

議案第 号

公の施設（宝塚市立宝塚自然の家）の指定管理者の指定について

次のとおり公の施設の指定管理者を指定しようとするので、地方自治法第244条の2第6項の規定により、議会の議決を求める。

令和3年（2021年）11月 日提出

宝塚市長 山 崎 晴 恵

- 1 公の施設の名称 宝塚市立宝塚自然の家
- 2 指定管理者となる団体 宝塚市大原野字波坂1番地の64
一般社団法人 宝塚にしたに里山ラボ
代表理事 龍 見 奈津子
- 3 指定の期間 令和4年（2022年）4月1日から
令和7年（2025年）3月31日まで

令和 3 年（2021 年）10 月 12 日

宝塚市教育委員会 様

宝塚市立宝塚自然の家指定管理者選定委員会
委員長 足立 勲

宝塚市立宝塚自然の家指定管理者の候補者の選定について（答申）

令和 3 年（2021 年）8 月 6 日付け宝塚市教育委員会諮問第 3 号で諮問のありました標記のことについて、指定管理者の候補者を選定しましたので、下記のとおり答申します。

記

1 選定内容

(1) 選定の目的

宝塚市立宝塚自然の家について、令和 4 年（2022 年）4 月から新たに指定管理者制度を導入するため、令和 4 年（2022 年）4 月 1 日から令和 7 年（2025 年）3 月 31 日までの期間における当該施設の指定管理者の候補者を、宝塚市立宝塚自然の家指定管理者選定委員会（以下「選定委員会」という）において決定された募集要項等及び選定基準に基づき選定を行うものです。

(2) 選定する施設

宝塚市立宝塚自然の家

(3) 申請の状況

以下の者から申請がありました。

一般社団法人 宝塚にしたに里山ラボ

2 審議内容

(1) 選定委員会委員

委員長	足立 勲	(宝塚市自然保護協会 顧問)
副委員長	藤本 真里	(兵庫県立人と自然の博物館 主任研究員)
委員	南 園子	(税理士)
委員	中井 二	(宝塚市西谷自治会連合会 会長)
委員	伊藤 格	(市民公募委員)

(2) 選定経緯

- ア 第1回選定委員会 令和3年(2021年)8月6日
(募集要項・業務仕様書・選定基準の決定)
- イ 申請期間 令和3年(2021年)8月12日から8月31日まで
- ウ 第2回選定委員会 令和3年(2021年)9月14日
(書類審査の実施)
- エ 第3回選定委員会 令和3年(2021年)10月5日
(プレゼンテーション審査の実施及び指定管理者候補者の決定)

(3) 審査方法

採点項目(15項目)と配点(120点満点)を設定し、提出された申請書類並びにプレゼンテーション及び質疑応答の内容を審査し、各項目を5段階で評価することとしました。選定に際しては、委員5人の評価点を合計して600点満点とし、360点(60%)を必要最低点数と定め、この点数に満たない者は候補者に選定されないこととしました。

3 選定結果

(1) 選定結果

一般社団法人宝塚にしたに里山ラボの総評価点は600点満点中479点(79.8%)で、必要最低点数360点(60%)を上回っていました。

これら各委員の審査結果に基づいて選定委員会で審議を行った結果、以下の申請者を指定管理者の候補者として選定することが適当であると決定しました。

住 所 兵庫県宝塚市大原野字波坂1番地の64
名 称 一般社団法人 宝塚にしたに里山ラボ
代表者 代表理事 龍見 奈津子

(2) 選定理由

候補者として選定した一般社団法人宝塚にしたに里山ラボの評価点数は600点満点中479点で、79.8%の評価点率でした。

選定に当たり、特に評価された点としては、

- ・利用者ニーズに応じたイベントの開催実績や地域雇用の創出、西谷地域の特性を把握した上で各種提案がなされたこと。
- ・地域で活動する団体等との連携についても提案があり、利用者視点や利用者の声を反映した運営が期待できること。
- ・その他、人材配置及び人材育成の重要性を十分に認識している点、自ら住民の意見を聞き取る積極的な姿勢など。

以上を踏まえ、選定委員会としては、同団体を指定管理者の候補者として選定することが適当であると決定しました。

4 選定に当たって

当該団体等を指定管理者の候補者として選定するにあたり、選定委員会としては特に以下の点について十分な理解と配慮を求め、提案内容を誠実かつ確実に履行するよう努められることを望みます。

- (1) 宝塚自然の家の豊かな自然環境を生かして、自然体験、自然環境学習を通じて心身の健全な育成を図るとともに、利用者の生涯学習の機会を提供すること。
- (2) 人と自然とが共存可能な里山を育み守るため、適切な里山整備を行うこと。
- (3) 利用者の要望、意見収集に関する取組についての提案のみならず、苦情等についても可能な限り情報を開示の上、共有すること。
- (4) 関係法令を遵守し、適切な施設管理に努めること。
- (5) 宝塚自然の家に関係する各種団体と連携を図る仕組みづくりを行うこと。
- (6) 情報発信について、紙媒体の充実とともにSNS等を積極的に活用することで、常に新しい情報を提供し、若年層から高齢者まで多世代に対し豊富な情報が行き渡るよう取り組むこと。
- (7) 宝塚自然の家だけではなく、西谷地域の活性化に寄与するよう地域社会との連携を踏まえた運営を行うこと。

宝塚自然の家指定管理者選定 審査結果内訳(一般社団法人 宝塚にしたに里山ラボ))

資料3

評価項目	採点項目	配点	A委員	B委員	C委員	D委員	E委員	合計
1 公平性	市民の平等な利用が確保されていること	20	16	16	20	16	20	88
	設置目的が達成されるものであること	10	8	8	10	8	10	44
	利用対象の平等な利用を確保できるものであること	10	8	8	10	8	10	44
2 効果性	施設の効用を最大限に発揮でき、サービスの向上が図られること	20	14	16	20	14	16	80
	サービス向上を実現する具体的な提案(計画)であるか	10	6	8	10	6	8	38
	利用者からの要望(苦情)の把握とその解決策(実現方策)を持っていること	10	8	8	10	8	8	42
3 効率性	管理運営経費の縮減	20	16	16	16	12	16	76
	経費縮減のための具体的な方策があるか	10	8	8	8	8	8	40
	適正な収支計画がなされているか	10	8	8	8	4	8	36
4 管理運営能力	施設の安定した管理運営	25	18	17	16	18	25	94
	施設の運営に必要な専門知識を持っているか	5	3	4	3	3	5	18
	事業内容に適した人員及び備品・設備等の配置計画となっており、適正な管理運営になっているか	5	3	4	3	3	5	18
	候補者の経営状況(財務基盤)が安定しているか	5	4	3	3	4	5	19
	個人情報の保護・管理に関する対策が十分か	5	4	3	4	4	5	20
	当該施設または類似施設の適正な管理運営実績があるか	5	4	3	3	4	5	19
5 維持管理能力	施設の適切な維持管理	15	10	9	12	12	12	55
	災害その他緊急時の危機管理体制が確立されているか	10	6	6	8	8	8	36
	施設の維持管理の範囲が適性でその体制が明確にされ、安全・安心な施設管理ができるか	5	4	3	4	4	4	19
6 特殊性	施設の特異性	20	16	20	16	16	18	86
	宝塚自然の家だけでなく、西谷地域の活性化につながる提案(計画)内容となっているか	10	8	10	8	8	8	42
	自然体験プログラム等の自主事業について、宝塚自然の家の自然環境を生かした提案内容となっているか	10	8	10	8	8	10	44
合計		120	90	94	100	88	107	479

(様式6)

法人等の活動概要

令和3年(2021年)8月30日現在

項目		内容			
法人等名称		一般社団法人宝塚にしたに里山ラボ			
代表者役職・氏名		役職名	代表理事	氏名	龍見 奈津子
所在地		兵庫県宝塚市大原野字波坂1番地の64			
設立年月日		2021年5月19日			
資本金(千円)		なし			
会計年度		8月1日 ~ 7月31日			
役員構成・氏名		役職名	理事	氏名	■■■■■
		役職名	理事	氏名	■■■■■
		役職名	理事	氏名	■■■■■
		役職名	監事	氏名	■■■■■
従業員数	従業員総数				4人
	うち 有資格者の 保有状況	有資格者の種類、経歴等			人数
		教員免許(中学社会、高校歴史公民)			1人
		宅地建物取引士			2人
		賃貸不動産経営管理士			1人
普通自動車免許			4人		
経営理念及び方針		宝塚市北部西谷地域を拠点として、里山の文化や農業、暮らしや自然との関わりについて研究し「新たな魅力を発見・発信」することで、里山の課題と社会の課題を解決する事を理念としています。			
沿革		2017年4月 任意団体「宝塚にしたに里山ラボ」設立 2019年12月 第21回人間サイズのまちづくり賞まちづくり活動部門 知事賞受賞 2020年11月 観光庁「誘客多角化等のための魅力的な滞在コンテンツ造成」実証事業(第2次)採択 2021年5月 一般社団法人設立			
組織図		※組織図を添付のこと			
目的		当法人は、里山・中山間地域の景観や暮らしや文化を守り伝えていくとともに、人、物、情報等がつながる場や機会を興し、持続可能な「里山とまちが共存する循環型社会」をつくることを目的とする。			
事業内容		目的に資するため、次の事業を行う。 (1) 里山の景観や暮らしや文化を守り伝えていく事業 (2) 里山や自然を体験する事業 (3) 農産物や食に関する事業 (4) 人や物や情報等をつなぐ事業 (5) その他、当法人の目的を達成するために必要な事業			
その他特記事項					

○宝塚市立宝塚自然の家条例

平成19年6月29日

条例第23号

(指定管理者の指定)

第18条 委員会は、指定管理者を指定しようとするときは、特別の事由があると認める場合を除き、公募するものとする。

2 指定管理者の指定を受けようとするものは、申請書に宝塚自然の家の管理に係る業務に関する事業計画書その他の教育委員会規則で定める書類（以下「事業計画書等」という。）を添付して委員会に提出しなければならない。

3 委員会は、次に掲げる事項を基準として、前項の規定により指定の申請を行ったものを総合的に審査し、宝塚自然の家の管理を行わせるに最適な法人その他の団体を候補者として選定し、指定管理者に指定するものとする。

(1) 利用対象者の平等な利用を確保できるものであること。

(2) 事業計画書等の内容が宝塚自然の家の効用を最大限に発揮するとともに、管理経費の縮減が図られるものであること。

(3) 宝塚自然の家の管理を安定して行う能力を有していること。

非公募とした理由

宝塚自然の家（以下、自然の家）は平成27年度末に休所し、リニューアル等を検討していたが、整備するための財源等の課題により実施されない中、平成29年7月から、地域の要望もあり、週末を中心に暫定開放を行ってきた。

平成28年12月には、西谷自治会連合会、西谷自治振興のほか、自然の家に関心のある西谷地域住民を中心に、住民が主体となって構成された組織である「西谷ビジョン協議会 宝塚自然の家部会」が設けられた。同部会において、自然の家の利活用について、事業の企画・提案、施設の管理運営方法などを中心に現在も協議を行い、暫定開放後の自然の家で、様々なイベントを実施してきた。

指定管理者に選定した「一般社団法人宝塚にしたに里山ラボ」の代表者は、西谷出身で、宝塚自然の家部会の部会長を務め、これまで地域とともに取り組んできたことを熟知しており、さらに地域からの信頼も厚く、協力体制も期待ができる。

また、同団体については、宝塚市大原野に事務所をおいており、構成員の年齢も子育て世代と若く、市南部や市外在住者もいる。

さらに、同団体の活動ビジョンとして、西谷地域の魅力や資源を生かし、地域の発展と持続化を図ることを掲げている。

今回、指定管理者制度を活用しての再開ではあるが、施設としては休所前からリニューアルされてはならず、また、公共施設保有量最適化方針等により原則利用できない施設もある中、市内外の多くの利用者に来ていただくことを目標としており、西谷地域の様々な施設等と連携しながら集客を図る施設として再開しようとしている。

これらのことから、宝塚市立宝塚自然の家条例第18条第1項の「特別な事由があると認める場合」であり、宝塚市指定管理者制度運用方針2（2）公募・非公募の取扱い ア「地域に密着した公の施設で、地域の団体による管理が市民サービスの提供に有利である場合」等に該当することから、同団体を非公募で指定しようとするものである。

さらに、本来であれば、指定管理期間を5年とするところであるが、施設が長期休所して以来の再開であり、地域密着型の施設として地元団体が初めて管理運営していくことから3年とし、次の指定管理者の指定時には、その実績を見極めて公募・非公募や指定管理期間を決定することとしている。